



福岡医発第 1245 号（地）
令和 2 年 7 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症に感染した患者にかかる
労災保険請求の推奨について

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務における労災保険給付につきましては、令和 2 年 5 月 12 日付け福岡医発第 442 号（地）等にてご連絡申し上げているところです。

今般、本件について、別添のとおり福岡労働局労働基準部労災補償課長より周知依頼が参りましたので改めてご連絡申し上げます。

医療従事者等（患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等）については、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象とされている他、医療従事者等以外の労働者（接客サービス業等）でも感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合については、労災保険給付の対象とされております。

つきましては、新型コロナウイルスに感染された患者が受診された際に、業務によって感染したと思われる場合においては、労災保険の適用となる可能性がありますので、福岡労働局労災補償課（TEL：092-411-4799）宛ご照会いただきますよう、貴会会員への再周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、上記通知にて添付しておりました令和 2 年 4 月 28 日付け基補発 0428 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長通知を別紙のとおり再度添付いたします。

小郡三井医師会より

労災担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 22 日

公益社団法人
福岡県医師会長 殿

福岡労働局労働基準部
労災補償課長

新型コロナウイルスに感染した患者様にかかる
労災保険請求の勧奨のお願いについて

日頃から労災補償行政に対しまして、特段の御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。また、現下の新型コロナウイルス感染症に係る状況にあつて、懸命な御対応をされていることに対しまして改めて敬意を表します。

最近の感染者の動向を見ますと、幅広い世代の人々への感染が広がっているように見受けられます。

既にご承知のことと存じますが、医療従事者や介護従事者にかかわらず、接客サービス業等でも労働者が新型コロナウイルスに感染し、感染経路が判明し、その感染が業務によるものである場合については、労災保険給付の支給対象となるところです。

つきましては、業務が御多忙を極めている折に大変恐縮でございますが、新型コロナウイルスに感染された患者様が受診された際に、業務によって感染したと思われる場合におきましては、労災保険の適用となる可能性がありますので、労働基準監督署への相談等について案内していただきますよう関係医療機関へ周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の考え方や、「労働者の方向け」及び「企業（労務）の方向け」のQ & Aなどを掲載しておりますので、併せてご案内いただきますよう、お願いいたします。

基補発 0428 第 1 号
令和 2 年 4 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）に係る労災補償業務における留意点については、令和 2 年 2 月 3 日付け基補発 0203 第 1 号で通知しているところであるが、今般、本感染症の労災補償について、下記のとおり取り扱うこととしたので、本感染症に係る労災保険給付の請求や相談があった場合には、これを踏まえて適切に対応されたい。

記

1 労災補償の考え方について

本感染症については、従来からの業務起因性の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という。）第 1 の 2 第 6 号 1 又は 5 に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要となる。

このため、当分の間、別表第 1 の 2 第 6 号 5 の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

2 具体的な取扱いについて

（1）国内の場合

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。

イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。

この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。

(ア) 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

(イ) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

(2) 国外の場合

ア 海外出張労働者

海外出張労働者については、出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断すること。

イ 海外派遣特別加入者

海外派遣特別加入者については、国内労働者に準じて判断すること。

3 労災保険給付に係る相談等の取扱いについて

(1) 本件に係る相談等があった場合には、上記1の考え方にに基づき、上記2の具体的な取扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、労災保険給付の対象となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること。

なお、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。

(2) 本件に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、引き続き、速やかに補504により当課業務係に報告するとともに、当該請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、当分の間、事前に当課職業病認定対策室職業病認定業務第一係に協議すること。